



篠原電機株式会社

グリーン調達ガイドライン

(第3版)

(調達品の化学物質管理のお願い)

E522 調達 01-03

2025年2月21日  
篠原電機株式会社

## 1. お取引先の皆様へ

企業経営において環境問題への対応が重視される中、資材の調達という機能の重要性を認識し、製品・サービスの提供を通じて環境負荷を低減させていくためには、資材（物品）の購入段階での適切な対応が必要不可欠です。

特に昨今国内外の法規制・業界基準による製品への化学物質管理が求められています。従いまして環境負荷の少ない資材（物品）の調達、いわゆる「グリーン調達」が重要でありこれを実施するために、今後弊社におきましても「グリーン調達ガイドライン第3版」を制定し、社内では「製品含有化学物質管理マニュアル」で運用してまいります。

お取引先様との「信頼」に基づく責任範囲を明確にした取引の関係を構築してまいりたいと考えます。ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

## 2. 弊社の環境活動への取り組み

別紙1に弊社の環境方針を示します。

(本環境方針は弊社ホームページからもご覧になれます)

URL : <http://www.shinohara-elec.co.jp/>

弊社は国際規格 ISO14001 の環境マネジメントシステム認証を 2003 年 8 月に取得し、このシステムに則って環境問題に対して積極的に取り組み、継続的な環境保全の改善に努めております。

## 3. 弊社のグリーン調達の考え方

### 3.1 目的

グリーン調達の推進により、環境負荷の少ない製品の開発設計製造を行うことでお客様へ環境に配慮した製品をお届けし、地球環境を保全し持続可能な社会を構築することを目的とします。

### 3.2 グリーン調達の方

積極的に環境保全に取り組んでおられるお取引先様から化学物質使用の適正化、省エネルギー性、長寿命化、資源の減量化・再生化・分解性・処理容易性などを考慮した環境負荷の少ない製品、サービスなどを調達することです。

### 3.3 グリーン調達推進にあたってのお願い

以下について満たすべく、積極的に取り組んでくださいますようお願い致します。

#### (1) EMS（環境マネジメントシステム）の構築に関する項目

- ① EMS（環境マネジメントシステム）の構築に努めてください。
- ② 納入品の含有化学物質を管理する仕組みづくりに取り組むようお願いいたします。
- ③ グリーン調達を実施し、またはグリーン調達の実施に向けた計画を立てるようお願いいたします。

#### (2) 調達品の含有化学物質に関する項目

弊社では調達品の含有化学物質を下記の通り、2つの区分に分けて管理します。詳細は別紙2をご参照ください。

区分	管理	管理対象物質（別紙2）
レベル1	禁止	原則として弊社が納入品に含有していることを禁止する化学物質。（国内外の法規制・業界基準で製品への使用が禁止または制限されている物質の中で納入品に使用される可能性がある化学物質）
レベル2	管理	含有を制限するものではないが、含有状態を把握しリサイクルや適正処理を配慮する管理物質。

#### 4. 非含有証明書、含有化学物質データの提出

##### ① 非含有証明書

各社のフォーマットで構いませんが、下記に注意してください。

- ・弊社が要求する管理物質について非含有（不使用でも可）であることが記載されていること。
- ・原則、製造元（メーカー）の非含有証明書であること
- ・国内外の法規則に準じ適用除外項目を含め、非含有とする場合は含有化学物質名、適用除外項目、含有量（濃度・重量）を明記すること。

##### ② 化学物質含有分析データ

（裏づけデータとしてできるだけ提出をお願いします）

#### 5. 材料・製法などに変更が生じた場合

非含有保証書の対象となる調達品に関して、使用材料、製法、製造場所、主要な生産設備、製造上の責任者等について変更を行う際には、品質管理上重要事項とみなしていますので変更6カ月前までに変更内容を影響範囲について規定フォーマット（別紙3）にて、その都度ご連絡ください。

#### 【対応窓口】

篠原電機株式会社 環境管理事務局 TEL：06-6472-0039 FAX：06-6472-7755
---



# 環境方針

文書番号

E520 方針 01-01

別紙 1

## 基本理念

篠原電機株式会社は地球環境の保全が人類共通の重要課題の一つであることを認識し、全組織を挙げて環境負荷の軽減に努力します。

## 行動指針

篠原電機株式会社は、受配電盤・分電盤・制御盤用構造材の製造販売により発生する環境影響を管理するために次の方針に基づき環境マネジメントシステムを確立・維持し、環境マネジメントシステムの継続的改善及び汚染の予防に努めて、地球環境との調和を目指します。

### (1) 環境関連の法遵守

環境側面に対して対象になる国内の法令、規制、条例等の法規制及び業界の行動規範を遵守し、環境保全の向上に努めます。

### (2) 事業活動に伴う環境負荷の低減を図り、地球環境の保護に努めます。

- ①省エネルギー活動を推進し、地球温暖化防止に努めます。
- ②省資源と廃棄物削減・リサイクルを推進します。
- ③環境負荷化学物質の使用量を削減します。
- ④環境に配慮した製品の提供を推進します。
- ⑤グリーン調達を推進します。

### (3) 環境目的・目標の策定と見直しの実施

活動組織の各部門は環境目的・目標を定め、環境保全活動を推進します。また目的・目標は定期的に見直し、継続的に改善します。

### (4) 環境啓発活動の展開

環境負荷低減活動を積極的に実践できるように教育・訓練を行い、環境方針の理解を深めると共に環境に関する意識の向上を図ります。

### (5) 環境広報活動の推進

環境情報の開示については積極的に発信すると共に、広く環境情報を収集し環境保全活動の見直しを実施していきます。

改訂日：2017年10月 1日

篠原電機株式会社

代表取締役 社長 篠原 基一郎

管理対象物質と管理区分（規制値）

2025. 02. 21改訂

レベル1: 禁止物質

No.	対象物質名	閾値(法規制値)	No.	対象物質名	閾値(法規制値)
1	カドミウム及びその化合物*1	100ppm	16	アゾ染料・顔料*2	30ppm
2	六価クロム化合物*1	1000ppm	17	オゾン層破壊物質 (例:CFC類、HCFC類、HBFC類、四塩化炭素等)	意図的な使用を禁止
3	鉛及びその化合物*1	1000ppm	18	三置換有機スズ化合物	意図的な使用を禁止 かつスズとして1000ppm
4	水銀及びその化合物*1	1000ppm	19	放射性物質	意図的な使用を禁止
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	1000ppm	20	多環芳香族炭化水素(PAHs)	1ppm 人の皮膚に直接接触する ゴム/プラスチック
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	1000ppm	21	PFOS/PFOA類縁化合物	意図的な使用を禁止
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	1000ppm	22	ペルフルオロオクタン酸(PFOA) と その塩及びPFOA関連物質	PFOA 及びその塩は 0.025ppm以下 PFOA 関連物質は 合計1ppm以下
8	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	1000ppm			
9	フタル酸ジブチル(DBP)	1000ppm	23	炭素数9から14のペルフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCA)とその塩及び関連物質	意図的な使用を禁止 かつ C9-14 PFCA 及び その塩は 0.025ppm未満 C9-14 PFCA関連物質は 合計0.26ppm未満
10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	1000ppm			
11	ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)	意図的な使用を禁止	24	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)と その塩及び関連物質	意図的な使用を禁止
12	ポリ塩化ビフェニル(PCB類)	意図的な使用を禁止 かつ50ppm以下	25	デクロランプラス	意図的な使用を禁止
13	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が1以上)	意図的な使用を禁止	26	UV-328	意図的な使用を禁止
14	短鎖型塩化パラフィン(C10~C13)(SCCPs)	意図的な使用を禁止			
15	アスベスト類	意図的な使用を禁止 かつ1000ppm			

レベル2: 管理物質

No.	対象物質名	閾値	No.	対象物質名	閾値
1	アンチモン及びその化合物*1	部品中の1000ppm	7	ヘキサブロモシクロデカン(HBCD)	意図的な使用
2	ヒ素及びその化合物*1	部品中の1000ppm	8	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(2,4,6-TTBP)	意図的な使用
3	ベリリウム及びその化合物*1	部品中の1000ppm	9	リン酸トリアリールイソプロピル化物(PIP(3:1))	意図的な使用
5	ビスマス及びその化合物*1	部品中の1000ppm	10	ペンタクロロチオフェノール(PCTP)	意図的な使用
6	ニッケル及びその化合物(合金は除く)	部品中の1000ppm	11	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)	意図的な使用
7	セレン及びその化合物*1	部品中の1000ppm	12	中鎖塩化パラフィン(C14-C17)(MCCPs)	1000ppm
8	臭素系難燃剤*3	部品中の1000ppm			
9	ポリ塩化ビニル(PVC)	部品中の1000ppm			

\*1 金属にはその合金を含む

\*2 特定アミンを形成するアゾ染料・顔料

\*3 PBB類、PBDE類以外の化合物

年 月 日 発行

会社名(届出元):

責任者 :

製品変更／製造工程変更申請書

1. 対象品

品名		型式	
部品番号		現状在庫数	

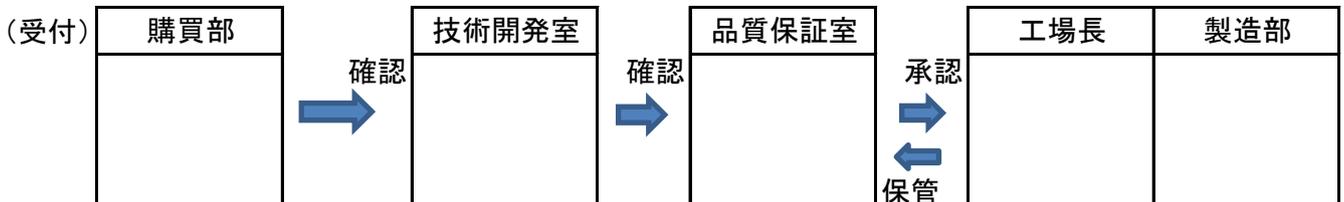
2. 変更内容

変更希望日				
変更理由				
変更による効果 (右記選択し点記入)	<input type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 原価低減	<input type="checkbox"/> 品質安定	<input type="checkbox"/> 性能向上
	<input type="checkbox"/> 納期短縮	<input type="checkbox"/> 環境負荷低減	<input type="checkbox"/> 生産性向上	<input type="checkbox"/> その他

3. 変更区分

分類	該当欄 (○印)	変更内容	提出すべき書類等 (○必須、△場合により)					
			性能の比較	仕様書 図面	外観写 真等	化学物質含有 データ	教育記録	QC工 程図等
作業(人)		専任作業者の変更					○	
場所		製造場所(工場)の変更	○				○	△
設備・機械		専用設備・機械の変更	○					△
材料		材料グレード、メーカー等の変更	○			○		△
製造方法		加工方式の変更	○		○			△
		工程の順序、追加、削減						○
検査・測定		判定基準の変更	○					
		検査機器・器具・治具の変更					△	△
仕様・設計		型式・型名の変更	○	○	○			
		構成部材・部品の変更	○	○				
		外観・表示・刻印の変更	○	○	○			
		形状・寸法の変更	○	○	△			
		性能の変更	○	○				
その他		その他(						

社内回覧(承認)



# 同意書

(グリーン調達ガイドラインに関する約定事項)

作成日 年 月 日

会社名

責任者) 役職

氏名

担当者) 氏名

## 1. EMS(環境マネジメントシステム)の構築に関する項目

- 既に第三者外部認証を取得済み(取得時期: 年 月、認証種類: )
- 外部認証取得に向け活動中(取得予定時期: 年 月、認証種類: )
- 外部認証は見取得だがEMS(環境マネジメントシステム)を構築している。
- 外部認証は見取得だがEMS(環境マネジメントシステム)を構築中。

## 2. 調達品の含有化学物質に関する項目

- 「禁止物質」については、未使用とし、非含有(不純物除く)とします。
- 「禁止物質」の含有、混入、転写などのリスク低減に努めた生産、保管、梱包に努めます。
- 「禁止物質」含有品を止むを得ず納入する場合は事前に貴社に確認の上、指示に従います。

## 3. 非含有証明書、含有化学物質データの提出

- 「禁止物質」については、生産者(メーカー)が発行する「非含有証明書」を提出いたします。
- リスク製品・貴社が要求した場合は「化学物質含有分析データ」の取得に努めます。

## 4. 材料、製法などに変更が生じた場合

- 変更する場合は、6ヶ月前までに貴社所定の届出書類にてご連絡いたします。

## 5. その他

- 上記以外に、貴社より要求事項のある場合は、その都度協議に応じます。
- 不適合な事項が発生した場合は、協議の上速やかに是正処置を行います。
- グリーン調達ガイドラインの内容が改訂される場合は、改訂される内容に準拠いたします。

(備考) 1項については□のどれかを■塗りつぶし、( )部については記入してください。

貴社のグリーン調達ガイドライン(第3版)に基づき、上記5項目の13事項について同意いたします。

(1. EMS(環境マネジメントシステム)については一該当事項を選択)

尚、同意事項の違反によって、貴社が損害を被った場合は、その原因や経緯を確認した上でその損害の取り扱いについて協議し、解決するものとします。

以上